



- 十 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。
- 十一 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。
- 十二 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。
- 十三 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。
- 十四 自己株式 四半期財務諸表提出会社が保有する四半期財務諸表提出会社の株式をいう。
- 十五 から十七まで 削除
- 十八 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。
- 十九 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。
- 二十 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。
- 二十一 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。
- 二十二 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。
- 二十三 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。
- 二十四 組合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。
- 二十五 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する企業をいう。
- 二十六 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。
- 二十七 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。
- 二十八 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。
- 二十九 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。
- 三十 分離先企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。
- 三十一 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。
- 三十二 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。
- 三十三 会計方針 四半期財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。
- 三十四 表示方法 会計方針の表示方法をいう。
- 三十五 会計上の見積り 財務諸表等規則第八条第四十三項に規定する会計上の見積り、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。
- 三十六 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。
- 三十七 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。
- 三十八 誤謬 誤謬その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。
- 三十九 邏及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の四半期財務諸表並びに直前の四半期会計期間以前及び直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。
- 四十 修正再表示 前事業年度以前の四半期財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表又は四半期財務諸表に反映することをいう。
- 四十一 時価の算定に係るインプット 財務諸表等規則第八条第六十五項に規定する時価の算定に係るインプットをいう。
- 四十二 時価の算定に係るインプットが属するレベル 財務諸表等規則第八条第六十八項に規定する時価の算定に係るインプットが属するレベルをいう。
- (四半期財務諸表作成の一般原則)
- 第四条 四半期財務諸表は、原則として財務諸表の作成に当たつて適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されなければならない。

- 2 前事業年度に係る財務諸表及び直前の四半期会計期間又は当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期会計期間において継続して適用しなければならない。
- 3 四半期財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
- (四半期キャッシュ・フロー計算書)
- 第四条の二 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第一・四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間（以下「第二・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第一・四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。
- 3 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第二・四半期会計期間の翌四半期会計期間（以下「第三・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 4 前項の規定にかかるわらず、第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したことその他の事情により、第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。
- (比較情報の作成)
- 第四条の三 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。
- 第五条 会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い重要な会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
- 二 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項
- 三 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項
- (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)
- 三 税引前四半期純損益額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 前項の規定にかかるわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
- 二 当該会計方針の変更の内容
- 三 税引前四半期純損益額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 前項の規定にかかるわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
- 二 当該会計方針の変更の内容
- 三 税引前四半期純損益額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 邏及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日



- ハ 四半期貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額  
 ニ 前号又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由
- 4 前項の規定にかかるわらず、四半期貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することができる。
- 5 第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、四半期貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。
- 6 第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。
- 7 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資信託又は外国投資信託その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。
- 8 第三項及び第四項の規定にかかるわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。
- （有価証券に関する注記）
- 第九条** 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。
- 一 満期保有目的の債券 次に掲げる事項
- イ 四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額
- ロ 四半期貸借対照表日における時価
- ハ 四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額と時価との差額
- 二 その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項
- イ 取得原価
- ロ 四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額
- ハ 四半期貸借対照表日における四半期貸借対照表計上額と取得原価との差額
- （デリバティブ取引に関する注記）
- 第十条** 第八条の一に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。）が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券その他の取引の対象物の種類ごとの四半期貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。
- 2 前項に規定する事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。
- （金融商品に関する注記等の特例）
- 第十一条の二** 第八条の二、第九条及び第十条第一項の規定にかかるわらず、財務諸表提出会社（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。
- （税効果会計の適用）
- 第十二条** 関連会社（財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により四半期連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）を有している場合には、当該税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間分配することにより、法人税等を控除する前の四半期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して四半期財務諸表を作成しなければならない。
- （持分法損益等の注記）
- 第十三条及び第十四条** 削除
- （取得による企業結合が行われた場合の注記）
- 第十五条** 当四半期会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- 一 企業結合の概要
- 二 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間
- 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- 四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数
- 五 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因
- 六 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨
- 2 前項ただし書の規定にかかるわらず、当四半期会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。
- 3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

4 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期財務諸表に含まれる比較情報において取引が原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

**第十六条** 当四半期会計期間において逆取扱となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに当該企業結合にペーチエス法を適用したとしたときに四半期貸借対照表及び四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2 前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以後においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかるわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

**第十七条** 当四半期会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項

2 前項の規定にかかるわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3 子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）が親会社（同項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。）を吸収合併した場合で、子会社が四半期連結財務諸表を作成していないときは、親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の四半期貸借対照表及び当四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

4 前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

**第十八条** 当四半期会計期間において共同支配企業の形成（財務諸表等規則第八条の二十二第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行った場合には、前条第一項及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

**第十九条** 当四半期会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

一 事業分離の概要

- 二 実施した会計処理の概要としてイ又はロに定める事項
- イ 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ 移転損益を認識しなかつた場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

三 分離した事業が含まれていた報告セグメント（第二十二条の三第一項に規定する報告セグメントをいう。）の名称

四 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五 移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

三 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができます。

四 四半期会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかるわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

**第二十条** 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

（継続企業の前提に関する注記）

**第二十一条** 四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別

（追加情報の注記）

**第二十二条** この規則において特に定める注記のほか、四半期財務諸表提出会社の利害関係人が、

四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及び

キャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（セグメント情報等の注記）

**第二十二条の二** 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

- 三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象の概要（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）
- 2 当四半期会計期間（当該事業年度に属する四半期会計期間のうち当四半期会計期間前のものを含む。）において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項及び第四項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があつた場合には、その内容を注記しなければならない。
- 3 当該事業年度の第二・四半期会計期間以降において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由を注記しなければならない。
- 4 前事業年度において報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前事業年度の対応する四半期累計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当四半期会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。
- 5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。
- 6 当四半期会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負のれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。
- （四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記）
- 第二十二条の三** 第一・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
- 一 当四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
  - 二 当四半期累計期間に係るのれんの償却額（収益認識に関する注記）
- 第二十二条の四** 当四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であつて、投資者その他の四半期財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
- 2 前項に規定する事項について、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、前項に規定する事項の記載を省略することができる。（注記の方法）
- 第二十三条** 第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。
- 2 この規則（第五条から第五条の五まで及び第七条を除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている四半期財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいいう。第八十七条において同じ。）として記載することが適當と認められるものを除き、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、これらの規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

- 3 第二十一条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。
- 4 前項の場合において、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、第一項の規定にかかる第十二条の規定による注記の次に記載しなければならない。
- 5 この規則の規定により特定の科目に關係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。（金額の表示の単位）
- 第二十四条** 四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。
- 第二章 四半期貸借対照表**
- 第一節 総則**
- （四半期貸借対照表の記載方法）
- 第二十五条** 四半期貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。
- 2 四半期貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。
- 第二十六条** 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。
- （科目の記載の配列）
- 第二十七条** 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。
- （資産の分類）
- 第二十八条** 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。（各資産の範囲）
- 第二十九条** 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十二条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条规定第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。
- （流動資産の区分表示）
- 第三十条** 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適當であると認められるものについては、適當な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。
- 一 現金及び預金
  - 二 受取手形、売掛金及び契約資産
  - 三 有価証券
  - 四 商品及び製品（半製品を含む。）
  - 五 仕掛品
  - 六 原材料及び貯蔵品
  - 七 その他

2 前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する資産で、別に表示することが適當であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適當であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産を示す名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

5 前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

#### (流動資産に係る引当金の表示)

第三十一条 財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

第三十二条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の十を超えるものがある場合又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適當な場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）  
第三十三条 有形固定資産に対する減価償却累計額は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲記又は表示しなければならない。  
一 有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記する方法  
二 各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法  
三 有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）  
第三十四条 財務諸表等規則第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

第三十五条 無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。  
（無形固定資産の区分表示）  
第三十六条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産について準用する。  
（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）  
第三十七条 資産その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。  
（投資その他の資産の区分表示）  
第三十八条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(繰延資産の区分表示)

第三十九条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第三十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

#### (繰延資産の償却累計額の表示)

第四十条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

#### 第四十一条 削除

##### 第三節 負債

（負債の分類）  
第四十二条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

##### (各負債の範囲)

第四十三条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十二条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

##### (流動負債の区分表示)

第四十四条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適當であると認められるものについては、適當な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

（支払手形及び買掛金）  
一 短期借入金（金融手形及び当座借越を含み、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。）  
二 未払法人税等  
三 引当金  
四 資産除去債務  
五 其他

（固定負債の区分表示）  
第四十五条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適當であるものについては、當該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

2 第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適當であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

3 第一項第四号に掲げる引当金のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4 第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適當であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）  
第一社債  
二 長期借入金（金融手形を含み、株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）  
三 引当金



は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

(営業損益金額の表示)

**第六十二条** 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

#### 第四節 営業外収益及び営業外費用

##### (営業外収益の表示方法)

**第六十三条** 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む)、受取配当金、有価証券売却益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

##### (営業外費用の表示方法)

**第六十四条** 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

##### (経常損益金額の表示)

**第六十五条** 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

#### 第五節 特別利益及び特別損失

**第六十六条** 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

##### (特別損失の表示方法)

**(税引前四半期純損益金額の表示)**

**第六十七条** 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適當であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

##### (税引前四半期純損失金額の表示)

**第六十八条** 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前四半期純損失金額として記載しなければならない。

#### 第六節 四半期純利益又は四半期純損失

##### (四半期純利益又は四半期純損失)

**第六十九条** 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

##### (四半期純利益又は四半期純損失)

一 当四半期累計期間に係る法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。)

##### (四半期純利益又は四半期純損失)

二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。)

とができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

3 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

#### (潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記)

**第七十条** 当四半期累計期間に係る一株当たり四半期純利益金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

2 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額が算定されている旨

#### (潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記)

**第七十一条の二** 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

#### 一 株式併合又は株式分割が行われた旨

2 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかるらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

**第七節 雜則**

#### (特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

**第七十二条** 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

#### (売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

**第七十三条** 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場合には、四半期累計期間に係る四半期損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

#### (別記事業の収益及び費用の記載)

**第七十四条** 別記事業を営む会社が四半期損益計算書を作成する場合においてその収益及び費用についてこの規則により記載することが適當でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区分して記載する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

## 第四章 四半期キャッシュ・フロー計算書

### 第一節 総則

(四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第七十四条 四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2 四半期キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

(四半期キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十五条 四半期キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

- 一 営業活動によるキャッシュ・フロー
- 二 投資活動によるキャッシュ・フロー
- 三 財務活動によるキャッシュ・フロー
- 四 現金及び現金同等物に係る換算差額
- 五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
- 六 現金及び現金同等物の期首残高
- 七 現金及び現金同等物の四期末残高

### 第二節 四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十六条 財務諸表等規則第百十三条规定は、四半期キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第百十三条第二号中

「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは、「税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは、「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第七十七条 四半期キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の四期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係を注記しなければならない。

(会計処理基準に関する注記)

第七十八条から第八十条まで 削除

(配当に関する注記)

第八十一条 当四半期会計期間における四半期累計期間において行われた配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、

二 効力発生日及び配当の原資

二 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずる事項

(株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記)

第八十二条 株主資本の金額に、前事業年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

(指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表)

第六章 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十三条 指定国際会計基準特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

(外国会社の四半期財務書類の作成基準)

第八十五条 外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を四半期財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該四半期財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

2 外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において当該外国会社がその本国以外の本邦外地において開示している財務計算に関する書類を四半期財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該四半期財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地における用語、様式及び作成方法によるものとする。

3 外国会社が本国その他の本邦外地において開示している財務計算に関する書類が前二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、当該外国会社が提出する四半期財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

(会計処理基準に関する注記)

第八十六条 前条の規定による四半期財務書類について、当該外国会社が採用する四半期財務書類の会計処理の原則及び手続のうち、本邦における四半期財務諸表の会計処理の原則及び手續と異なるものがある場合には、その内容を当該四半期財務書類に注記しなければならない。

(表示方法)

第八十七条 第四条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会社が提出する四半期財務書類について準用する。

2 外国会社が提出する四半期財務書類の表示方法のうち、本邦における表示方法と異なるものが

ある場合には、その内容を当該四半期財務書類に注記しなければならない。

(金額表示)

第八十八条 外国会社が提出する四半期財務書類に掲記される科目その他の事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換算に当たつて採用した換算の基準を当該四半期財務書類に注記しなければならない。

(注記の方法)

第八十九条 第八十六条、第八十七条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものにつ

いては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第二十三条第五項の規定は、第八十六条及び第八十七条第二項の規定により注記をする場合に準用する。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

(会計基準の特例に関する注記)

(リース取引に関する注記)  
第二条

平成二十年四月一日以後開始する最初の事業年度の四半期会計期間において所有権移転外ファイナンス・リース取引（財務諸表等規則第十六条の三第一項に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。）について通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合であつて、取引残高に前事業年度末に比して著しい変動が認められるときには、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 当該会社がリース物件（財務諸表等規則第八条の六第一項に規定するリース物件をいう。以下同じ。）の借主である場合  
 イ 当四半期会計期間の末日におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額（四半期貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）  
 ロ 当四半期会計期間の末日における未経過リース料残高相当額（当該四半期貸借対照表日後一年内のリース期間に係る金額とそれ以外の金額に区分する。）及びリース資産減損勘定（リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。ハにおいて同じ。）の残高  
 ハ 当四半期会計期間及び四半期累計期間に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

二 当四半期会計期間及び四半期累計期間の減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

二 当該会社がリース物件の貸主である場合  
 イ 当四半期会計期間の末日におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高（四半期貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）  
 ハ 当四半期会計期間及び四半期累計期間に係る受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

## 二 利息相当額の算定方法

2 前項第一号の場合において当四半期会計期間の末日におけるファイナンス・リース取引（財務諸表等規則第八条の六第一項に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。）に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の四半期会計期間末残高を含む。次項において同じ。）の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当該四半期会計期間末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（次項において「支払利子込み法」という。）により算定することができる。

3 前項の規定にかかるらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において当四半期会計期間の末日における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。

4 リース取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号に定める事項を記載をする場合において当四半期会計期間の末日におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額の当該合計額及び當業債権残高の合計額に占める割合が低いときは、未経過リース料残高相当額を当該四半期会計期間末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額からこれらに含まれる利息相当額を控除しない方法により算定することができる。

5 会社がリース物件の借主である場合には、当該会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、第一項の注記を要しない。

## 附 則 (平成二〇年六月六日内閣府令第三六号) 抄

第一条 (施行期日)  
この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の様式に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第二号から様式第六号まで、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号まで、第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第五号まで、第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書等（その訂正届出書を含む。）並びに有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（これらの訂正報告書を含む。）をいう。以下同じ。）に記載すべき財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）で、直近の事業年度又は特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）（以下「事業年度等」という。）が平成二十年四月一日以後に開始する事業年度等であるものから適用し、直近の事業年度等が同日前に開始する事業年度等であるものについては、なお従前の例による。

第一条 (施行期日)  
(平成二〇年八月七日内閣府令第五〇号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第三条に二号を加える改正規定（新四半期財務諸表等規則第三条第三十二号に係る部分に限る。）、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条の改正規定及び第十条の改正規定（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

二 第十二条に二号を加える改正規定（新四半期財務諸表等規則第三条第三十三号に係る部分に限る。）、第二十二条の次に一条を加える改正規定、第四十三条の改正規定、第四十四条の改正規定（第五項を削る部分を除く。）、第四十五条の改正規定（第五項を削る部分を除く。）及び様式第一号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三 第三条に二号を加える改正規定（新四半期財務諸表等規則第三条第三十三号に係る部分に限る。）、第二十二条の次に一条を加える改正規定、第四十三条の改正規定、第四十四条の改正規定（第五項を削る部分を除く。）、第四十五条の改正規定（第五項を削る部分を除く。）及び様式第一号の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

三 第二章第三節中第四十七条の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。たゞ



**第一条** この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。  
**(施行期日)**

**第三条** 新四半期財務諸表等規則の規定（新四半期財務諸表等規則第五条の二第六項の規定を除く）（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

く)は、施行日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

（延丁明日）  
附 則（平成二六年九月三〇日内閣府令第六三号）抄  
ける当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正前の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成するものとする。

方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。ただし、当該差額について、適時に正確な金額を算定することが困難な場合には、適当な方針により裏算額を記載することができる。

4 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

新四半期財務諸表等規則第二十二条の三本文の規定に基き第一・四半期其算定期間及び第三・四半期期間に係る四半期キャッシュフローの算入を除しないときは、当該第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

**（施行期日）** 第一条 (一)の府令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成二四年二月五日内閣府令第四号)  
抄

**第一条** この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。  
（一九九二年四月一日施行予定）

**第六条** (罰則の適用に関する経過措置)  
この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二五年一〇月二八日内閣府令第七〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二六年三月二六日内閣府令第一九号）抄  
(延了月日)

**第一条** 〔施行期日〕この府令は、公布の日から施行する。  
〔四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置〕

**第六条** 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

附則  
(平成二六年三月二八日内閣府令第二二号)  
抄

前の例による。

**附則**（令和元年五月七日内閣府令第二号）  
この府令は、公布の日から施行する。

(令和二年三月六日内閣府令第九号) 抄

抄

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

**第二条** 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する事項を定めることとする。

等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載していない場合には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項について記載することを要しない。

ことを要しない

1

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

**第二条** 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する事項を「第十條」として、本規則に規定する。

する規則（以下

2 前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直を適用することができる。

改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結者長規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結

をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に係るものに限る。)について記載すること

という。(同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間(以下「中間会計期間等」といふ。)に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表等」という。)並びに同日

(直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。)には、新四半期才務者表等規則第1条の二第三項に規定する事項につき記載することを要(な)。

及で四期連結会計期間（以下「四半期会計期間等」といふ。）に係る四期別業績表及び第四期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）について適用し、同日前に終了する事業

あつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新四半期財務諸表等規則第三条第三十六号に規定する会計方針の変更

近の中間会計期間等が同日以後終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び直近の四半期累計期間等が同日以後終了する四半期才務者等については、これらについ

**第三条** 新財務諸表等規則第八条の三十二、第五十五条、第十七条、第三十九条、第四十七条、第四十九条、第五十四条の四、第七十二条及び第九十三条の規定並びに様式第五号及び様式第五号の

四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期才務者等見則第1条の二第一項に規定する事項の記載と並び各十ニ二二〇をもつ。二つ易合

新第四期貢務課表規則第十二条の四及び第二十条の規定並びに様  
新通商貿易課表規則第十二条の四及び第二十条の規定並びに様

6  
投資信託等については、第一項の規定にかかるわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二

号は、令和三年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る「用才労者」等又は同日以後開設する「四月用賃・十月用賃等」に係る「四月用才労者」等に

7 話等の四半期貸借対照表話」を注記しなければならない。  
投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号

については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等、同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び同日以後開始する四半期

半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいへ、折合用才考者を算出する第二頁（「もと言ひては、二月に於ける」）に係つては、

6 第一項の規定により四半期財務諸表は初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比

8  
投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項を記載することとなる場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表

較情報をいう。以下この項において同じ。)については、第一項の規定にかかわらず、第三条の規定による改正前の四半期財務諸表等の用語、業式及び作成方法に関する規則の規定を適用して

作成することができる。この場合において、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第二十二条の四に係るものに限る。）について、記載することを要しない。

**附 則（令和三年二月三日内閣府令第五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一  
部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第  
二十五条、同条第三十六条第四号、第八条の十八第三項第四号、第五十九条、第六十七条の一、  
第一百条第一項、第一百四条の二、様式第五号、様式第五号の二、様式第七号及び様式第七号の二の  
規定、第五条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条  
第二十一号、第四十二条、第四十三条の二の二、第七十一条第一項、第七十四条の二、様式第四  
号及び様式第六号の規定、第六条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方  
法に関する規則第三十二条、第三十六条の二の四、第五十九条第一項、第六十三条の一、様式第  
四号及び様式第六号の規定、第十六条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び  
作成方法に関する規則第四十四条、第四十五条の二の二、第七十二条第一項、第七十五条の一、  
様式第四号及び様式第六号の規定、第二十八条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、  
様式及び作成方法に関する規則第十六条第三項、第四十八条、第五十条の二及び様式第二号の規  
定並びに第二十九条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する  
規則第五十四条、第五十六条の二及び様式第二号の規定は、この府令の施行の日（以下「施  
行日」という。以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下この条において「事業年度等」と  
いう。）に係る財務諸表及び連結財務諸表、同日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期  
間（以下この条において「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸  
表並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期  
連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期累計期間等」という。）に  
係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度等、中  
間会計期間等及び四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則（令和三年九月二十四日内閣府令第六一号）抄**

（施行期日）

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則  
(以下この条及び次条第四項において「新四半期財務諸表等規則」という。)の規定は、令和四年  
四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項にお  
いて「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する  
事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。た  
だし、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸  
表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直  
前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、當  
該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報  
をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第六項から第八項までに係るものに限る。）について  
記載することを要しない。

第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合で  
あって、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新四半期財務諸表等規則第五条、第五  
条の三又は第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

附 則（令和六年二月一九日内閣府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

**第一条** この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止）

**第二条** 次に掲げる府令は、廃止する。

（一及び二 略）

**第三条** 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）  
(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止に伴う経過措置)

**第三条** 金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項若  
しくは第三項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる  
場合における前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる府令に定める財務計算に関する書類の  
用語、様式及び作成方法については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

**第十九条** この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

様式第一号 (平21内府令5・追加、平23内府令10・令元内府令2・一部改正)

## 【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第 四半期累計期間 (自 年月日 至 年月日)

(単位: 円)

|                       | ..... | ..... | ..... | ..... | その他 | 合計  |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 売上高                   |       |       |       |       |     |     |
| 外部顧客への売上高             | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| 計                     | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント利益又は損失(△)        | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |

当第 四半期累計期間 (自 年月日 至 年月日)

(単位: 円)

|                       | ..... | ..... | ..... | ..... | その他 | 合計  |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 売上高                   |       |       |       |       |     |     |
| 外部顧客への売上高             | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| 計                     | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント利益又は損失(△)        | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |

前第 四半期会計期間 (自 年月日 至 年月日)

(単位: 円)

|                       | ..... | ..... | ..... | ..... | その他 | 合計  |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 売上高                   |       |       |       |       |     |     |
| 外部顧客への売上高             | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| 計                     | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント利益又は損失(△)        | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |

|                |     |     |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計              | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |
| セグメント利益又は損失(△) | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx | xxx |

当第 四半期会計期間 (自 年月日 至 年月日)

(単位: 円)

|                       | ..... | ..... | ..... | ..... | その他 | 合計  |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 売上高                   |       |       |       |       |     |     |
| 外部顧客への売上高             | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント間の内部<br>売上高又は振替高 | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| 計                     | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |
| セグメント利益又は損失(△)        | xxx   | xxx   | xxx   | xxx   | xxx | xxx |

## 2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意1. に規定する事業セグメント (同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。) をいう。

2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に規定するもの (同記載上の注意4. 及び

5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。) とする。ただし、同記載上の注意5. 中「損益計算書」とあるのは、「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。

3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント (企業を構成する単位をいう。) に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。なお、前四半期会計期間及び当四半期会計期間に係る「1. 報告セグメン

トごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。

- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失
- (2) 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

4. 3. において、(2)①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

5. 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(6)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

- (1) 財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに

四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前事業年度に対応する四半期累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合は、当四半期累計期間について前事業年度の区分方法により作成した情報）

(3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

(4) 第二・四半期会計期間以降において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由

(5) 前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間ににおいて、これらの事項に相違がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

9. 8. において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期会計期間に係る事業セグメントに属する四半期会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。

10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な変動がある場合において、その内容を記載すること。

11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。

- (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要
- (2) のれんの金額に重要な変動が生じた場合 のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要

(3) 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識

する要因となった事象の概要  
12. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二号（平20内府令56・全改、平20内府令50・一部改正、平21内府令5・旧様式第一号線下、平23内府令10・令元内府令2・令2内府令46・令3内府令5・一部改正）

【四半期貸借対照表】

|                    | 前事業年度<br>(年月日) | 當第<br>(年月日) | 四半期会計期間 |
|--------------------|----------------|-------------|---------|
| <b>資産の部</b>        |                |             |         |
| 流動資産               |                |             |         |
| 現金及び預金             | × × ×          | × × ×       |         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産（純額） | × × ×          | × × ×       |         |
| 有価証券               | × × ×          | × × ×       |         |
| 商品及び製品             | × × ×          | × × ×       |         |
| 仕掛品                | × × ×          | × × ×       |         |
| 原材料及び貯蔵品           | × × ×          | × × ×       |         |
| その他                | × × ×          | × × ×       |         |
| 流動資産合計             | × × ×          | × × ×       |         |
| 固定資産               |                |             |         |
| 有形固定資産             | × × ×          | × × ×       |         |
| 無形固定資産             | × × ×          | × × ×       |         |
| 投資その他の資産           | × × ×          | × × ×       |         |
| 固定資産合計             | × × ×          | × × ×       |         |
| 繰延資産               | × × ×          | × × ×       |         |
| 資産合計               | × × ×          | × × ×       |         |
| <b>負債の部</b>        |                |             |         |
| 流動負債               |                |             |         |
| 支払手形及び買掛金          | × × ×          | × × ×       |         |
| 短期借入金              | × × ×          | × × ×       |         |
| 未払法人税等             | × × ×          | × × ×       |         |
| 引当金                | × × ×          | × × ×       |         |
| 資産除去債務             | × × ×          | × × ×       |         |
| その他                | × × ×          | × × ×       |         |
| 流動負債合計             | × × ×          | × × ×       |         |
| 固定負債               |                |             |         |
| 社債                 | × × ×          | × × ×       |         |
| 長期借入金              | × × ×          | × × ×       |         |
| 引当金                | × × ×          | × × ×       |         |
| 負債合計               | × × ×          | × × ×       |         |

|              |         |         |
|--------------|---------|---------|
| 資産除去債務       | × × ×   | × × ×   |
| その他          | × × ×   | × × ×   |
| 固定負債合計       | × × ×   | × × ×   |
| 負債合計         | × × ×   | × × ×   |
| 純資産の部        |         |         |
| 株主資本         |         |         |
| 資本金          | × × ×   | × × ×   |
| 資本剰余金        | × × ×   | × × ×   |
| 利益剰余金        | × × ×   | × × ×   |
| 自己株式         | △ × × × | △ × × × |
| 株主資本合計       | × × ×   | × × ×   |
| 評価・換算差額等     |         |         |
| その他有価証券評価差額金 | × × ×   | × × ×   |
| 繰延ヘッジ損益      | × × ×   | × × ×   |
| 土地再評価差額金     | × × ×   | × × ×   |
| .....        | × × ×   | × × ×   |
| 評価・換算差額等合計   | × × ×   | × × ×   |
| 株式引受権        | × × ×   | × × ×   |
| 新株予約権        | × × ×   | × × ×   |
| 純資産合計        | × × ×   | × × ×   |
| 負債純資産合計      | × × ×   | × × ×   |

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該株式に準じて記載すること。

## 様式第三号 (平20内府令36・全改、平21内府令5・旧様式第二号様式、令元内府令2・一部改正)

## 【四半期損益計算書】

## 【第 四半期累計期間】

(単位：円)

|                        | 前第<br>(自<br>年<br>月<br>日) | 四半期累計期間<br>（自<br>年<br>月<br>日） | 當第<br>(自<br>年<br>月<br>日) | 四半期累計期間<br>（自<br>年<br>月<br>日） |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 売上高                    | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 売上原価                   | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 売上総利益（又は売上総損失）         | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 販売費及び一般管理費             |                          |                               |                          |                               |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 販売費及び一般管理費合計           | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 営業利益（又は営業損失）           | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 営業外収益                  |                          |                               |                          |                               |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 営業外収益合計                | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 営業外費用                  |                          |                               |                          |                               |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 営業外費用合計                | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 経常利益（又は経常損失）           | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 特別利益                   |                          |                               |                          |                               |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 特別利益合計                 | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 特別損失                   |                          |                               |                          |                               |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| .....                  | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 特別損失合計                 | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失） | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |
| 法人税、住民税及び事業税           | × × ×                    |                               |                          | × × ×                         |

|                  |       |       |
|------------------|-------|-------|
| 法人税等調整額          | × × × | × × × |
| 法人税等合計           | × × × | × × × |
| 四半期純利益(又は四半期純損失) | × × × | × × × |

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

## 様式第四号

様式第四号 (平20内府令36・全改、平21内府令5・旧様式第三号様下、令元内府令2・一部改正)

【四半期損益計算書】

【第 四半期会計期間】

(単位：円)

|                | 前第 四半期会計期間        | 当第 四半期会計期間        |
|----------------|-------------------|-------------------|
|                | (自 年 月 日 至 年 月 日) | (自 年 月 日 至 年 月 日) |
| 売上高            | × × ×             | × × ×             |
| 売上原価           | × × ×             | × × ×             |
| 売上総利益(又は売上総損失) | × × ×             | × × ×             |
| 販売費及び一般管理費     | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
|                | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
| 販売費及び一般管理費合計   | × × ×             | × × ×             |
| 営業利益(又は営業損失)   | × × ×             | × × ×             |
| 営業外収益          | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
|                | .....             | .....             |
| 営業外収益合計        | × × ×             | × × ×             |
| 営業外費用          | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
|                | .....             | .....             |
| 営業外費用合計        | × × ×             | × × ×             |
| 経常利益(又は経常損失)   | × × ×             | × × ×             |
| 特別利益           | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
|                | .....             | .....             |
| 特別利益合計         | × × ×             | × × ×             |
| 特別損失           | .....             | .....             |
|                | × × ×             | × × ×             |
|                | .....             | .....             |
| 特別損失合計         | × × ×             | × × ×             |

|                        |       |       |
|------------------------|-------|-------|
| 税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失） | × × × | × × × |
| 法人税、住民税及び事業税           | × × × | × × × |
| 法人税等調整額                | × × × | × × × |
| 法人税等合計                 | × × × | × × × |
| 四半期純利益（又は四半期純損失）       | × × × | × × × |
| (記載上の注意)               |       |       |

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号 (平20内府令36・全改、平21内府令5・旧様式第四号様式、令元内府令2・一部改正)

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

| 前第                      | 四半期累計期間 | 當第      | 四半期累計期間 |
|-------------------------|---------|---------|---------|
| (自                      | 年月日     | (自      | 年月日     |
| 至                       | 年月日)    | 至       | 年月日)    |
| <u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u> |         |         |         |
| 営業収入                    | × × ×   | × × ×   |         |
| 原材料又は商品の仕入れによる支出        | △ × × × | △ × × × |         |
| 人件費の支出                  | △ × × × | △ × × × |         |
| その他の営業支出                | △ × × × | △ × × × |         |
| 小計                      | × × ×   | × × ×   |         |
| 利息及び配当金の受取額             | × × ×   | × × ×   |         |
| 利息の支払額                  | △ × × × | △ × × × |         |
| 損害賠償金の支払額               | △ × × × | △ × × × |         |
| .....                   | × × ×   | × × ×   |         |
| 法人税等の支払額                | △ × × × | △ × × × |         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        | × × ×   | × × ×   |         |
| <u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u> |         |         |         |
| 有価証券の取得による支出            | △ × × × | △ × × × |         |
| 有価証券の売却による収入            | × × ×   | × × ×   |         |
| 有形固定資産の取得による支出          | △ × × × | △ × × × |         |
| 有形固定資産の売却による収入          | × × ×   | × × ×   |         |
| 投資有価証券の取得による支出          | △ × × × | △ × × × |         |
| 投資有価証券の売却による収入          | × × ×   | × × ×   |         |
| 貸付けによる支出                | △ × × × | △ × × × |         |
| 貸付金の回収による収入             | × × ×   | × × ×   |         |
| .....                   | × × ×   | × × ×   |         |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        | × × ×   | × × ×   |         |
| <u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u> |         |         |         |

|               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 短期借入れによる収入    | × × ×   | × × ×   |
| 短期借入金の返済による支出 | △ × × × | △ × × × |
| 長期借入れによる収入    | × × ×   | × × ×   |
| 長期借入金の返済による支出 | △ × × × | △ × × × |
| 社債の発行による収入    | × × ×   | × × ×   |
| 社債の償還による支出    | △ × × × | △ × × × |
| 株式の発行による収入    | × × ×   | × × ×   |
| 自己株式の取得による支出  | △ × × × | △ × × × |
| 配当金の支払額       | △ × × × | △ × × × |

|                     |       |       |
|---------------------|-------|-------|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    | × × × | × × × |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額    | × × × | × × × |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | × × × | × × × |
| 現金及び現金同等物の期首残高      | × × × | × × × |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高    | × × × | × × × |

## (記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 「小計」の記載は省略することができる。
5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号 (平20内府令56・全改、平21内府令5・旧様式第五号線下、令元内府令2・令2内府令  
9・一部改正)

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

| 前第       | 四半期累計期間         | 當第       | 四半期累計期間         |
|----------|-----------------|----------|-----------------|
| (自<br>至) | 年 月 日<br>年 月 日) | (自<br>至) | 年 月 日<br>年 月 日) |

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

|                        |         |         |
|------------------------|---------|---------|
| 税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失） | × × ×   | × × ×   |
| 減価償却費                  | × × ×   | × × ×   |
| 減損損失                   | × × ×   | × × ×   |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少）        | × × ×   | × × ×   |
| 受取利息及び受取配当金            | △ × × × | △ × × × |
| 支払利息                   | × × ×   | × × ×   |
| 為替差損益（△は益）             | × × ×   | × × ×   |
| 有形固定資産売却損益（△は益）        | × × ×   | × × ×   |
| 損害賠償損失                 | × × ×   | × × ×   |
| 売上債権の増減額（△は増加）         | × × ×   | × × ×   |
| 棚卸資産の増減額（△は増加）         | × × ×   | × × ×   |
| 仕入債務の増減額（△は減少）         | × × ×   | × × ×   |
| ...                    | × × ×   | × × ×   |
| 小計                     | × × ×   | × × ×   |
| 利息及び配当金の受取額            | × × ×   | × × ×   |
| 利息の支払額                 | △ × × × | △ × × × |
| 損害賠償金の支払額              | △ × × × | △ × × × |
| ...                    | × × ×   | × × ×   |
| 法人税等の支払額               | △ × × × | △ × × × |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | × × ×   | × × ×   |

|                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| 有価証券の取得による支出   | △ × × × | △ × × × |
| 有価証券の売却による収入   | × × ×   | × × ×   |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ × × × | △ × × × |

|                     |         |         |
|---------------------|---------|---------|
| 有形固定資産の売却による収入      | × × ×   | × × ×   |
| 投資有価証券の取扱による支出      | △ × × × | △ × × × |
| 投資有価証券の売却による収入      | × × ×   | × × ×   |
| 貸付けによる支出            | △ × × × | △ × × × |
| 貸付けの回収による収入         | × × ×   | × × ×   |
| .....               | × × ×   | × × ×   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー    | × × ×   | × × ×   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    | —       | —       |
| 短期借入れによる収入          | × × ×   | × × ×   |
| 短期借入金の返済による支出       | △ × × × | △ × × × |
| 長期借入れによる収入          | × × ×   | × × ×   |
| 長期借入金の返済による支出       | △ × × × | △ × × × |
| 社債の発行による収入          | × × ×   | × × ×   |
| 社債の償還による支出          | △ × × × | △ × × × |
| 株式の発行による収入          | × × ×   | × × ×   |
| 自己株式の取得による支出        | △ × × × | △ × × × |
| 配当金の支払額             | △ × × × | △ × × × |
| .....               | × × ×   | × × ×   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    | × × ×   | × × ×   |
| 現金及び現金同等物による換算差額    | × × ×   | × × ×   |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | × × ×   | × × ×   |
| 現金及び現金同等物の期首残高      | × × ×   | × × ×   |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高    | × × ×   | × × ×   |

## (記載上の注意)

1. 四半期累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

4. 「小計」の記載は省略することができる。

5. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。